

キッズハウス浜町公園 しおり (重要事項説明書)

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 信和会
代表者氏名	理事長 細越 善次郎
法人の所在地	東京都中央区日本橋浜町二丁目44番4号
法人の電話番号	03-6661-2825
定款の目的に定めた事業	第一種社会福祉事業 ・ 特別養護老人ホームの経営 第二種社会福祉事業 ・ 老人短期入所事業の経営 ・ 老人デイサービス事業の経営 ・ 老人居宅介護等事業の経営 ・ 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営 ・ 保育所の経営 ・ 障害者福祉サービス事業の経営 ・ 特定相談支援事業の経営 公益事業 ・ 居宅介護支援事業 ・ 特定有料老人ホーム事業 ・ 有料老人ホーム事業
法人設立年月日	平成11年10月26日

2 事業の目的

本園は、児童福祉法・児童福祉施設最低基準・保育所保育指針に基づき、子どもの最善の利益を考慮しながら、保育を必要とする子どもが心身ともに健やかに、明るく、元気に、仲間となかよく過ごすことができるよう、育成される保育事業を行うことを目的とする。

3 運営の基本方針

当保育園は、児童福祉施設最低基準第35条に基づく『保育所保育指針』に基づき、教育と養護をきちんと反映させた『全体的な計画（保育課程）』を作成し、各クラス別に指導計画の充実を図りその延長線上での個別指導計画を一人ひとりの個別性に配慮して作成し、共通認識に基づき保育にあたっていきます。

保育の実践に当っては、『安心・安全』を基に『全体的な計画（保育課程）』を確認しながら当保育園における保育の質を担保にして、関係機関やご家族の方から信頼される保育園を目指していきます。具体的には、保育の実践を組織的に展開できるよう、クラスでの活動のみならず縦割り保育も取り入れ、異年齢保育活動を通して子どもたちが相互に教え合い、学び合い、育ち合うことが出来るようにしていきます。思いやりのある心を育てて、社会性と協調性を自ら学び、小さな社会を築き上げていきます。全体行事等有機的に展開できるよう、日々のミーティング・月ごとにリーダー会議・職員会議を定例化し、職員一人ひとりそれぞれ役割は違いますが、共通認識に基づき保育や運営に当たっていきます。

保育の具体的内容として、『リトミック』『体操指導』『英語指導』等外部講師による活動を取り入れ、基礎体力作りに力を入れます。様々な活動を通して、子どもたちのそれぞれの発達期にふさわしい生活の場を作り上げて、たくさんの体験経験を積み重ねていくなかに、最善の発達を目指していきます。

また、地域の中の児童福祉施設という観点を大切にして、地域社会における子育て支援の核として、地域で子どもを育てていく環境を提供していくという役割を積極的に展開していきます。

【保育理念】

保育にあたっては、子どもの育ちのなかで、一人ひとりの人権や主体性を最大限に尊重していきます。また、子どもの心身の成長を図っていくために、保護者や地域の方々と協力・連携を図りながら、数多くの体験と経験を積んでいく中に、子どもの最善の発達を目指していきます。

【保育の方針】

- 豊かな感性と想像力を持ち、思いやりのある子どもを育てる。
- すこやかな心身と生きる力の基礎を培う。

【保育目標】

- 素直な心を持った子ども
- 仲良く、思いやりのある子ども
- 友だちの輪を広げる子ども
- 明るく元気にあいさつできる子ども

4 保育園の概要

名 称	東京都中央区 認可保育園 キッズハウス浜町公園
所 在 地	東京都中央区日本橋浜町二丁目44-4 (本園) 東京都中央区日本橋浜町二丁目29-6 (分園)
電 話 番 号	03-6264-9870 (本園) 03-6264-9177 (分園) 080-5734-5795 (園長携帯) ※緊急連絡用
最寄り駅	都営新宿線 浜町駅 徒歩1分
事業認可年月日	平成28年 4月 1日
施設長氏名	安藤 満弓
入所定員 (年齢別)	0歳児… 3名、1歳児… 7名、2歳児… 8名、3歳児… 10名、 4歳児… 10名、5歳児… 10名 計48名 前項の人数に関わらず、待機児がいる場合、解消のため児童福祉施設最低基準内において、定員枠を超え受け入れる。
職 員 数	21名
保育事業の種類 (保育時間の延長)	乳幼児保育、障がい児保育 延長保育 (月極め・スポット)
職員への研修の実施 状況	職種、経験に基づき各自の仕事のレベルを高めるために全ての職員に実施
嘱 託 医	人形町こどもクリニック 小児科医 田中 翼

5 開所日・開所時間及び休園日

開 所 日	月曜日から土曜日まで
開所時間	午前7時30分から午後6時30分
延長保育時間	午後6時31分から午後7時30分まで (月曜日から金曜日まで)
保育標準時間	午前7時30分から午後6時30分まで ※開園時間中最大11時間の中で、必要となる保育時間
保育短時間	午後9時00分から午後5時00分まで ※最大8時間の中で、必要となる保育時間
スポット延長 保育時間	・保育標準時間 午後6時31分から午後7時30分まで ・保育短時間 午前7時30分から午前9時00分まで 午後5時01分から午後6時30分まで 午後6時31分から午後7時30分まで
休 園 日	日曜日、祝日、年末年始 (12月29日から1月3日)

6 施設の概要

(本園：村上ビル)

建築面積	174.72㎡
延床面積	892.39㎡ (保育園使用延床面積177.61㎡)
施設の内容	<p><1階>148.51㎡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育室：床面積…94.71㎡ (内法面積合計…83.84㎡) (3歳児…28.20㎡、4歳児…27.84㎡、5歳児…27.80㎡) ・こどもトイレ…7.50㎡ ・マルチシンク…2.72㎡、 ・みんなのトイレ…5.00㎡・事務室兼医務室…8.70㎡ ・廊下その他…29.88㎡ <p><2階>29.10㎡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調理室…20.21㎡ ・調理師用トイレ…1.50㎡・更衣休憩室…5.24㎡ ・廊下その他…2.15㎡

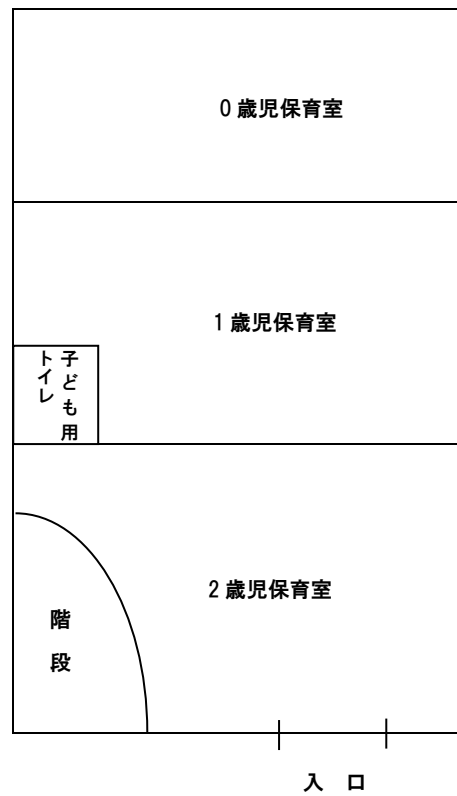
(分園：河合ビル)

建築面積	120.23㎡
延床面積	695.93㎡ (保育園使用延床面積218.74㎡)
施設の内容 (平面図：別表)	<p><1階>118.09㎡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育室：床面積…58.88㎡ (内法面積合計…49.42㎡) (0歳児…10.39㎡、1歳児…23.11㎡、2歳児…15.92㎡) ・出入口…5.46㎡ ・こどもトイレ…1.23㎡ ・通路その他…52.52㎡ <p><B1階>100.65㎡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児用トイレ…4.61㎡・沐浴室…6.18㎡ ・車イス対応トイレ…3.22㎡ ・配膳室(調乳コーナー)…5.40㎡・湯沸し室…1.73㎡ ・事務スペース…26.18㎡・通路その他教材置場…53.33㎡

屋外遊技場	浜町公園
設備の種類	冷暖房
保 険	施設賠償責任保険、児童災害共済給付制度加入



本園 平面図



分園 平面図



7 職員体制

職名	人数
園長	1人
主任保育士	1人
副主任保育士	2人
保育士	12人
看護師	1人
栄養士兼調理員	3人
事務員	1人
嘱託医	1人

8 年間行事予定（令和7年度予定）

月	行事内容
4月	★入園式
5月	子どもの日の集い・★保護者会
6月	★個人面談
7月・8月	七夕の集い・★夏まつり・水遊び
9月	十五夜・★引き渡し訓練
10月・11月	交通安全教室・遠足
12月	★みんなで楽しむ発表会・クリスマス会
1月	新年（お正月遊び）の集い・★保護者会
2月	節分（豆まき）の集い・★保育参観
3月	ひな祭りの集い・遠足・進級式・★卒園式

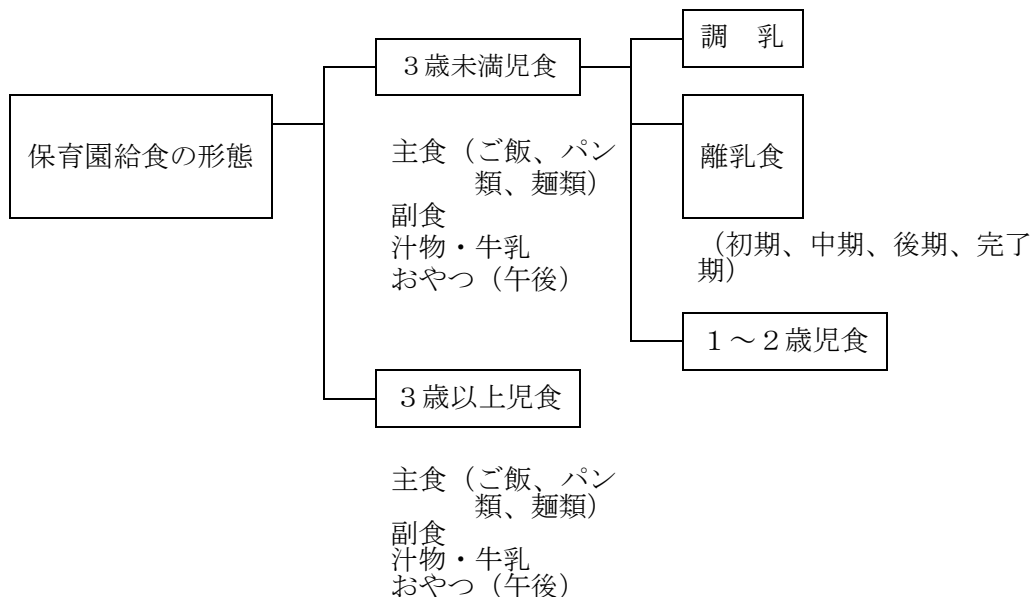
※月1回 誕生会…誕生児の保護者対象

※★運動会…開催日未定（9月～11月の土曜日を予定しております。）

★印は保護者参加の行事となります。

9 給食について

保育園給食における給食は保育の重要な一部門であり、乳幼児の心身の健全な成長と健康の保持増進に必要な食物を供給し、また、給食を通じて望ましい生活習慣を身につけていきます。



① 給与栄養量

子どもの1日の給与栄養量のうち、家庭で50～60%摂取するものと考え、本園では昼食、おやつと合わせて40～50%給与するようにします。

また、子どもの成長に必要なビタミン、ミネラルについては、家庭で摂取することが難しく、ややもすると不足がちになるので50%以上給与するように努めています。

		家庭 50%		保育所 50%	
3 歳 未満児	朝食	25%	夕食	25%	昼食 40% 15時 おやつ 10%

		家庭 55～60%		保育所 40～45%	
3 歳 以上児	朝食	30%	夕食	30%	昼食 30% 15時 おやつ 10%

② おやつ

子どもは発育期にあり、また、元気いっぱい遊びまわりますので、体が小さいわりに多くの栄養素が必要です。しかし、消化器系の発達が不十分なため、3度の食事だけで

その必要量を満たすことはできません。そこで、おやつは食事の一部としても必要になってきます。

また、おやつは子どもにとって最大の楽しみであり、一般には食事よりもおやつに対する期待の方がむしろ大きく、園においては、市販のものは極力避け、心をこめた手作りおやつを提供しています。

③ 衛生面への配慮

0157 等、食中毒対策として、衛生面に気をつけていくとともに、手洗い、うがいなど清潔に関する生活習慣を大切にしていきます。

④ アレルギー対応食

特別に配慮を有する食事（アレルギー対応食）の調理は医師の診断書による場合のみ対応していきます。対応していくときは保護者と相談しながら、『保育所におけるアレルギー対応ガイドライン』に基づき実施していきます。

⑥ その他

下痢便や軟便の時など、牛乳の量を調整させていただきます。

給食調理時は洗浄消毒・衛生管理を徹底し食中毒の予防に努めています。給食は調理後2時間以内に食べ終われるよう調理し配膳していますので、病院受診などで登園時間が遅れる場合は必ずご連絡、ご相談ください。

また、保育士は衛生上給食提供時の、エプロンを取り替えて対応するとともに、職員全員が毎月「腸内細菌検査」を受けています。

*栄養給与目標（給食・おやつでとりたい栄養量の目安）

	エネルギー Kcal	蛋白質 G	脂質 G	カルシウム mg	鉄分 Mg	ビタミン A μ g	B1 mg	B2 mg	C mg
3歳未満児	500	20	15	212	2.6	125	0.25	0.28	20
3歳以上児	596	24	18	248	2.3	135	0.31	0.36	20

10 入園時に必要な書類等

- (1) 家庭の状況を知るもの。
- (2) 保護者の連絡先を明示するもの。
- (3) 児童の体調を確認するもの。（病歴、予防接種の記録、アレルギー等）
- (4) 児童の嗜好や生活習慣を知るもの。

※(1)から(4)は、生活調査表に記入して頂きます。

1.1 家庭と保育園の連絡・連携について

(1) 0～2歳児クラスの保護者の方には毎日連絡帳ツール「はいチーズ！ノート」への入力をお願い致します。ご家庭での様子をしっかりと把握するため、体温、体調、食事、排便状況、遊びの様子等、また保育者に伝えたいこと等をお書きのうえ、登園時までご入力ください。こちらからは、保育中のお子様の様子や成長等をお伝えしていきます。

3～5歳児クラスでは、連絡ノートを用意します。登降園時刻の変更やご家庭での様子等、どんなことでも構いませんので、必要に応じてご記入のうえ、毎日お持ちください。降園時にはできるだけ保育士が保育中の様子をお伝えするようにしていますので、何かありましたら遠慮なくお尋ねください。

(2) 毎月1回、園だよりを発行いたします。行事や連絡事項等は、その都度お知らせします。その他にも保健だよりや給食だより等も発行いたします。クラスだよりは学期ごとに発行いたしますので、ご確認ください。また、3～5歳児クラスは各クラスのホワイトボードを毎日ご確認ください。お知らせなどを記入いたします。

(3) お子さんの急な病気やけがの時には、年度初めに提出いただく家庭状況調査書の優先順位で連絡いたしますので、電話番号、住所、勤務先など変更があった場合はすぐにお知らせください。また、緊急の場合に携帯電話がなかなか繋がらない場合が多いため勤務先にかけていただきますのでご了承ください。緊急連絡先には災害時に備え、お迎えに来られる方を可能な限りご記入ください。

1.2 子どもの安全のために

(1) 保護者以外の方からの保育時間の確認や、保護者の勤務先やご家庭についての問い合わせについては一切応じないことになっております。また、電話のみで保護者かわからない場合はお答えできない内容もあります。お子さんを守るためとご理解いただけますようお願いいたします。

(2) 登降園時、お菓子を食べたり飲み物を飲んだりすることはしないようお願いいたします。特に、園内への持ち込みは厳禁です。また、玩具の持ち込みも控えていただきますようご協力よろしくようお願いいたします。

1.3 保健と健康診断について

0, 1 歳児	毎月 1 回、嘱託医が健診します。健診の結果については、健康管理カード及び連絡帳(はいちーずノート【成長記録】)に記録しお知らせします。
2 歳児以上	年 3 回、嘱託医が健診します。健診の結果については、児童票(身体検査票)に記録し、健康管理カードでご家庭にお知らせします。毎月 1 回、身長・体重の測定を行います。結果については、児童票(日々の成長記録)に記録し、連絡帳(はいちーずノート【成長記録】)でご家庭にお知らせします。
その他	お子様の日頃の様子等で気になること、相談したいことがありましたらお気軽にご相談ください。

※保育園は集団での生活です。園医の指導の下、体調が悪く屋外へ出られない、給食やおやつを普通に食べられない場合など、通常の保育園生活には少し不安がある時や、安静にしておく必要がある場合は登園をお控えください。
病院にかかった場合は医師に登園しても良いかどうかを確かめてください。

(1) 登園時に保育士からご家庭での様子を確認させていただいておりますが、体調の変化や病院で医師の診断を受けた場合や服薬がある場合などは、その旨を必ず連絡帳に記入してください。また、お子さんを預けた保育士にも必ず口頭でお伝えください。
熱が 37.5℃以上ある場合は、お預かりできません。

(2) 保育中に体調が悪くなった場合、状況によってお迎えをお願いすることがあります。発熱の場合は、37.5℃以上でお迎えをお願いしています。
お迎えまでは看護師や保育士が子どもの状態に合わせ、医務室で対応しますが、できるだけ速やかなお迎えをお願いいたします。また、医療機関への受診は原則保護者にさせていただきますが、状態が急変し緊急を要する場合には、保護者に連絡すると同時に、病院にお連れする可能性もあります。その場合は病院に直接来ていただきます。

(3) 保育中の安全には十分配慮していますが、避けられない事故が起こることもあります。緊急時には保護者に連絡し病院へ連れて行くこともありますので、その際には同行をお願いいたします。

(4) 医療行為となるため、原則、保育園で与薬は行っておりません。ただし、アレルギー疾患など慢性疾患などでどうしても必要な場合、医師の処方を受けた薬に限りお預かりし、与薬します。その場合、薬の連絡票を書いております。

(5) 感染症に罹ったときは、早めに医療機関を受診し、診断結果をお知らせいただき、必要に応じてお休みしてください。ご家族が感染症に罹った場合もご報告をお願いいたします。感染症と診断された場合には、登園する際は所定の「医師の意見書」または「登園届」が必要になります。（別紙参照）

※登園の基準 ①感染力が低下し、集団発生や流行の恐れがなくなった。
②保育園の集団生活に適応できるまで身体が回復している。

※保育園は集団生活の場合なので、職員及び園児の健康管理を徹底し、中央区保健所の指導に基づき、うがい・手洗い・消毒など、衛生確保を感染拡大防止に努めてまいります。感染症の症状が見られた場合は必ず医療機関を受診し、回復しないようであれば登園を控えていただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

1.4 非常災害時の対策・防犯対策

消防計画作成	(変更) 届出書、日本橋消防署 浜町出張所
防火管理者	安藤 満弓
避難訓練	避難訓練計画書を管轄の消防署に提出し、計画に基づいて火災および地震を想定した訓練を月1回実施します。
防災設備	自動火災探知機・煙感知器、誘導灯
防犯設備	セキュリティシステム、インターホン、防犯カメラ、非常通報装置
避難場所	一時避難場所 : 浜町公園 東京都中央区日本橋浜町2-59 広域避難場所 : 浜町公園

お子さんを災害から守るために、様々な状況を予想して防災訓練の年間計画を立てて繰り返し避難訓練をします。

原則として、震度5以上の地震の時には、連絡がなくても早急に迎えに来ていただきますようお願いいたします。災害時引き渡し調書に基づき、お子さんを引き渡します。年に一度(9月)、保護者参加の引き渡し訓練を実施いたしますのでご協力をお願いいたします。

災害時、電話等が繋がりにくいことが想定されるため、災害伝言ダイヤル(171)および『はいチーズ!ノート』を利用したメール配信を活用します。災害伝言ダイヤルの利用方法については、配布の災害伝言ダイヤルカードをご参照ください。メール配信につきましても登録用紙を配布いたしますので、そちらをご確認ください。

1 5 児童虐待防止法の遵守について

児童虐待防止法第5条には、児童虐待の早期発見等として、「児童福祉施設職員は児童虐待の早期発見に努めなければならない」と努力義務が課せられています。入所児童の虐待が疑われる場合には、児童の保護とともに、家族の養育態度の改善を図ることとし、関係機関、市区町村に通報するものとします。

1 6 保育園のご利用に際し、留意していただくこと

登 降 園	原則、保護者の勤務時間と通勤所要時間を合わせた時間がお子さんの保育時間となり、登園降園時間もそれに準じていただきますのでよろしくお願いいたします。シフト等により登降園時間が日によって変わる場合は事前にお申し出いただきますようお願いいたします。なお、登園時間は、保育園の活動開始時間に合わせ 9時10分まで にお願いいたします。子どもたちの安全管理のためにも、届出の登降園時間はお守りください。また、 欠席や登園が遅くなる場合は7時30分から9時までに電話で連絡をお願いいたします。 ※保護者の勤務がない場合は保育が必要ないとされ、親子の関わりを十分持つていただくために家庭保育をお願いしております。また、保育中の電話対応は担任には取り次ぎできませんので、ご了承ください。
ベビーカー置き場	ベビーカーは、本園は玄関前、分園は地下1階のエレベータホールにてお預かりします。畳んで壁に沿って並べておいてください。
お迎え時間	原則として午後6時30分までにお迎えをお願い致します。午後6時31分からは延長保育が始まりますので、その時間を超えないようお願いいたします。お迎えが急に変更になる場合及び10分以上前後する場合も必ずご連絡をお願いいたします。午睡時間中（本園：13時から15時、分園：12時から15時）のお迎えはお控えください。やむを得ず午睡時間中のお迎えとなる場合は事前に保育士までご相談ください。
延長保育について	1歳児クラスから利用ができます。月極利用とスポット利用の2種類があります。どちらを利用する場合も園まで申し出てください。月極利用は必要書類をご提出いただきます。詳しくはご希望の方へ別途お知らせいたします。スポット利用の利用料金はその都度徴収させていただきます。（一回一人400円）急遽延長保育を希望される場合には、原則15時までにお知らせください。
送 迎	送迎はご家族(父母、祖父母)の方をお願いいたします。ご家族以外の方が送迎される場合は、事前に送迎される方をお知らせください。また、申請している方以外でお迎えをされる場合は、直接職員に変更の旨お伝えください。

安全対策	不審者等からお子様を守るための安全対策として、保育園入口のエントランスのインターホンにて対応します。クラスとお名前、名札を確認いたしますのでご協力ください。
体調確認	毎朝、必ずお子さんの体調を確認してください。食欲、発熱、排便、表情や機嫌等、いつもと変わったところがないか、登園前にご家庭で確認をしてください。検温も必ずお願いします。
サブスクサービスについて ・おむつ ・食事用エプロン	ご希望の方はおむつ及びおしりふきのサブスクサービスまたは食事用エプロン（使い捨て）及び手口ふきのサブスクサービスを利用できます。申し込み・お支払いは保護者様よりお手続きをお願いいたします。詳細は別途お手紙を配布いたしますのでご確認のうえ、お申し込みください。 サービスを利用されない方は下記のものをご用意ください。 ・おむつ及びおしりふきに氏名を記入し必要枚数をご持参ください。 ・食事用エプロン及び手口ふきタオルまたは使い捨て手口ふきに氏名を記入しご持参ください。

1.7 賠償責任保険の加入

- ◎施設・施設業務 1事故 300,000,000円
1名につき 30,000,000円
- ◎生産物（給食） 1事故 300,000,000円
1名につき 30,000,000円

◎児童（日本スポーツ振興センター災害共済給付制度）

保育園では、安全な保育につとめていますが、万一の保育中または登降園時の災害（けがなど）に備えて「災害共済給付」に加入していただいております。掛金については園負担になります。

1.8 緊急時の対応について

- (1) 保育中、容態に変化などがあった場合、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし保護者の同意を得たのち、嘱託医又は主治医に連絡を取るなど必要な措置を講じます。

(2) 緊急時対応のため、確実に連絡を取れる体制をお願い致します。

○ 嘱託医
人形町こどもクリニック 小児科医 田中 翼
住 所 東京都中央区日本橋蛸殻町1-9-1
アポテックビル1階
T E L 03-3669-2828
○ 日本橋消防署 浜町出張所
住 所 中央区日本橋浜町三丁目45-12
T E L 03-3664-0119
○ 久松警察署
住 所 中央区日本橋久松町8-1
T E L 03-3661-0110

19 保育内容に関するご相談・ご意見・ご要望・苦情

(1) キッズハウス浜町公園 相談・苦情対応

- 相談・苦情受付担当者 岡田 美里 (主任保育士)
- 石村 直子 (副主任保育士)
- 松井 陽子 (副主任保育士)

- 相談・苦情解決責任者 安藤 満弓 (園 長)
- TEL 03-6264-9870 (本園)
- TEL 03-6264-9177 (分園)

- 第三者委員
- 平 松 守 (公認会計士)
- 福 田 駿 一 (公認会計士)
- TEL 0120-917-447

(2) 保育園以外に、区市町村の相談・苦情受付窓口があります。

- 中央区子育て支援課
- 保育の入園関係 TEL 03-3546-5387
- 保育の制度関係 TEL 03-3546-5422

- 東京都社会福祉協議会福祉サービス運営適正化委員会
- 千代田区神田駿河台1-8東京YMCA会館3階
- TEL 03-5283-7020